



(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当の支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別記1</span>	別表第1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別記2</span>

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年柴田町規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
別表第1 級別職務分類表(第3条関係)	別表第1 級別職務分類表(第3条関係)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>課長補佐、技術補佐、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、保育所長、園長、館長、副園長、副館長又は副参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	(略)	(略)	5級	課長補佐、技術補佐、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、保育所長、園長、館長、副園長、副館長又は副参事の職務	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>課長補佐、技術補佐、<b>情報統括補佐</b>、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、保育所長、園長、館長、副園長、副館長又は副参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	(略)	(略)	5級	課長補佐、技術補佐、 <b>情報統括補佐</b> 、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、保育所長、園長、館長、副園長、副館長又は副参事の職務	(略)	(略)
職務の級	職務																
(略)	(略)																
5級	課長補佐、技術補佐、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、保育所長、園長、館長、副園長、副館長又は副参事の職務																
(略)	(略)																
職務の級	職務																
(略)	(略)																
5級	課長補佐、技術補佐、 <b>情報統括補佐</b> 、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、保育所長、園長、館長、副園長、副館長又は副参事の職務																
(略)	(略)																

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与の支給に関する規則(昭和47年柴田町規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
別表(第14条の2条関係)	別表(第14条の2条関係)																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">週休日等勤務支給額</th> <th style="text-align: center;">平日深夜勤務支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機管理監 保育所長 こどもセンター館長 子育て支援センター館長 児童館長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額	町長	(略)	(略)	(略)		危機管理監 保育所長 こどもセンター館長 子育て支援センター館長 児童館長	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">週休日等勤務支給額</th> <th style="text-align: center;">平日深夜勤務支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機管理監 <b>情報統括補佐</b> 保育所長 こどもセンター館長 子育て支援セ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額	町長	(略)	(略)	(略)		危機管理監 <b>情報統括補佐</b> 保育所長 こどもセンター館長 子育て支援セ	(略)	(略)
組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額																						
町長	(略)	(略)	(略)																						
	危機管理監 保育所長 こどもセンター館長 子育て支援センター館長 児童館長	(略)	(略)																						
組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額																						
町長	(略)	(略)	(略)																						
	危機管理監 <b>情報統括補佐</b> 保育所長 こどもセンター館長 子育て支援セ	(略)	(略)																						

					センター館長		
					児童館長		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

**別記 1** (改正後)

別表 (第 2 条関係)

組織	職	職務の級	再任用以外の職員に係る支給額 (月額)	再任用職員に係る支給額 (月額)
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	こどもセンター館長 子育て支援センター館長 児童館長	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 1～2 (略)

**別記 2** (改正前)

別表 (第 2 条関係)

組織	職	職務の級	再任用以外の職員に係る支給額 (月額)	再任用職員に係る支給額 (月額)
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>情報統括補佐官</u> こどもセンター館長 子育て支援センター館長 児童館長	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 1～2 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。